

山梨県公報

第千六百二十六号

平成十七年

十二月十二日

月 曜 日

目次

道路の区域変更…………… 八四一
 道路の供用開始…………… 八四一
公 告
 特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… 八四一
 毒物劇物取扱者試験の実施…………… 八四二
 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)…………… 八四二
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)…………… 八四三

告 示

山梨県告示第六百四十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年十二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
上野原市大字鶴島字飯米場四四九二番の一地先から 上野原市大字鶴島字田代三四二二番の内一	旧	九・六 一九・〇	一〇二〇・〇

一 地先まで

新	
一三・〇〇	一〇二〇・〇
一三・〇〇	七二・〇〇
一三・〇〇	八四〇・〇

山梨県告示第六百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年十二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	富士河口湖富士線	南都留郡富士河口湖町大字船津字登り道三四三四番の一一地先から 南都留郡富士河口湖町大字船津字登り道三四三三番の一地先まで	三九・〇	平成十七年十二月十二日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、民間情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成十七年十二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年十一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 甲州市を考える会
- 2 代表者の氏名 若尾保彦
- 3 主たる事務所の所在地 甲州市勝沼町等々力千二百四十四番地一
- 4 定款に記載された目的

この法人は、甲州市を中心とする地域に生活する人々のための、明るいまちづくり事業を行うもので、地方の時代の到来した今、行政に対し積極的に政策や施策への提言等を行うと共に、まちづくりの主体である市民と行政とがそれぞれの責任と役割を認識し協力し合う、市民と行政との協働による、まちづくり事業等を実施し、すばらしい環境の中で心豊かに健康で安心して暮らすことのできる、地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十一月二十九日から平成十八年一月二十八日まで

● 毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十七年十二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日

平成十八年二月十八日（土）

二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 受験資格

学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

- 1 筆記試験
- (一) 毒物及び劇物に関する法規
- (二) 基礎化学
- (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

- 2 実地試験
- 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験手続

- 1 提出書類

(一) 受験願書

戸籍抄本又は住民票抄本（本籍が記載されたものに限る。）

(三) 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄にはり付けること。）

真欄にはり付けること。）

2 受験手数料

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

七 受験願書の受付期間及び提出先

- 1 受付期間

平成十八年一月十六日（月）から同月二十日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、一月二十日（金）までの消印のあるものは有効とする。

- 2 提出先

住所地を所管する各地域振興局健康福祉部（保健所）に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

八 試験結果の発表等

平成十八年三月十日（金）に合格者の受験番号を県庁南側及び各地域振興局健康福祉部（保健所）の掲示板に掲示するとともに、山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページに掲示する。また、合格者には合格証書を交付する。

九 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 一一三三 一四九一）に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十一月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社フタバ
- 2 主たる営業所の所在地 北杜市武川町三吹千六百五十二番地
- 3 代表者の氏名 野崎年男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一六）第四四号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十一月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十一月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 井上ガラス店
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市荊沢二百十五番地
- 3 相続人の氏名 井上佳昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第三〇一七号
- 四 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十一月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 富士水熱設備工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中二百三十六番地十三
- 3 代表者の氏名 高村明伯
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第三七五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十一月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十一月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 平山技建工業
- 2 主たる営業所の所在地 甲州市大和町田野四百九十八番地
- 3 代表者の氏名 平山邦雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八四五号
- 四 処分の内容 大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年十二月十二日

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市竜王千七百六十九番地一 富士帝都株式会社 代表取締役 斉藤政昭

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番